

お 知 ら せ

令和8年7月15日
愛媛県八幡浜保健所

令和8年度 第1回八幡浜・大洲圏域災害医療対策会議の開催について

標記会議を、次のとおり開催します。

記

- 1 日 時 令和8年9月15日(火) 18:30～20:30
- 2 場 所 八幡浜支局 7階 大会議室（八幡浜市北浜1丁目3-37）
- 3 議 題
 - (1) 話題提供（Web説明の場合あり）
「愛媛県の災害時医薬品等供給体制について」愛媛県 薬務衛生課
 - (2) 報告「災害医療体制構築のための取組み」
 - ①各市町からの報告
 - ②災害医療コーディネータからの報告
 - ③各機関からの報告
 - (3) LoGo チャットを使つての緊急連絡訓練
 - (4) 意見交換
- 4 傍 聴
 - (1) 傍聴の定員 5名
 - (2) 傍聴の申し込み方法等
 - ① 傍聴を希望される方は、9月8日（火）15時までに、電話またはFAXにより、氏名・住所および連絡先の電話またはFAX番号を事務局（愛媛県八幡浜保健所企画課）へ連絡ください。（1回の申し込みにつき1名のみ可）
 - ② 傍聴の申し込み受け付けは、先着順で行い、定員になり次第終了します。
 - ③ 傍聴することができる方には、9月9日（水）15時までに、事務局から電話またはFAXによりその旨を連絡します。
 - (3) 会議は、開会から閉会まで全て傍聴できます。

【問合せ先】

愛媛県南予地方局健康福祉環境部
八幡浜支局企画課（八幡浜保健所）
担当 永本
電話 0894-22-4111 （内線 277）
FAX 0894-22-0631



傍 聴 要 領

八幡浜・大洲圏域災害医療対策会議

1 会議での受付及び手続き

会議の傍聴の許可を受けた方は、令和8年9月15日（火）午後6時30分（会議の開始予定時刻）までに、会場（愛媛県南予地方局八幡浜支局7階大会議室）前の受付で、氏名及び住所等を記入の上、事務局の係員の指示に従って会議の会場に入室して下さい。（受付開始は、9月15日（火）午後6時からです。）

2 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

会議を傍聴する方は、次の事項を守って下さい。

- （1） 会議の開催中は、静粛に傍聴することとし、会議における言論等に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明したり、威圧的行為等をしたりしないこと。
- （2） 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- （3） 会場において、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしないこと。
ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- （4） その他会議の秩序を乱し、又は審議等の支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- （1） 会議を傍聴する方は、事務局の係員の指示に従って下さい。
- （2） 会議を傍聴する方が、2の規定に違反する場合は、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

4 その他

体調不良の場合は、出席を見合わせていただきますようお願いいたします。
（欠席される場合は、会議開始までに事務局までご連絡ください。）